

**令和3年度税制改正に関する要望**  
—ポストコロナ時代を見据えた税体系の構築に向けて—

**令和2年9月**  
**一般社団法人全国銀行協会**

# 目 次

<b>1. 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた「新たな日常」を確立するために</b>	<b>- 1 -</b>
(1) デジタル化の推進に資する税制の見直し	- 2 -
(2) 税務手続きのデジタル化推進	- 3 -
(3) 経済回復を支える金融対応等のための措置の実現	- 4 -
<b>2. 日本経済の持続的な成長と社会課題解決のために</b>	<b>- 6 -</b>
(1) NISA の恒久化および利便性の向上等	- 7 -
(2) 確定拠出年金税制の拡充等	- 8 -
(3) 金融所得課税の一体化の推進等	- 9 -
(4) 社会課題の解決に向けた税制の見直し	- 10 -
(5) 事業承継税制の拡充等	- 11 -
(6) 金融市場の活性化に向けた税制の見直し	- 12 -
(7) 住宅取得の促進に資する税制措置の拡充等	- 15 -
(8) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置および結婚・子育て資金 の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長	- 16 -
<b>3. 金融サービスのグローバル化などに適応した経営環境の確保のために</b>	<b>- 17 -</b>
(1) 国際的な金融取引の円滑化等	- 18 -
(2) LIBOR の恒久的な公表停止に備えた金利指標の置換に伴う税制措置の導入	- 23 -
(3) 受取配当等の益金不算入制度の見直し	- 23 -

## 1. 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた「新たな日常」を確立するために

世界経済は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、非常に厳しい状況にある。わが国では、2月末からイベントの自粛や個人の外出自粛が始まり、4月に入ると感染が一段と拡大して緊急事態宣言が発令され、サービス消費を中心に個人消費が大幅に縮小し、企業生産が落ち込んでいる。また、感染の第2波、第3波のリスクにも引き続き留意が必要な状況となっている。

今後、感染症が収束したポストコロナの世界、いわゆる「新たな日常（ニューノーマル）」を確立するために、感染拡大防止・予防等の観点からデジタル化を一層推進するとともに、経済回復を支える金融対応等のための税制措置の実現が求められる。

社会のあらゆる場面でデジタル化が進んでいるなか、さらなる書面・押印・対面手続きの見直し（ペーパーレス化）が求められており、銀行業務におけるデジタル化のより一層の推進が、銀行の構造改革に当たって不可欠な取組みとなっている。

税務分野では、これまで、納税者の利便性向上および納税実務の効率化に資する環境整備を進める観点から、平成10年に電子帳簿保存制度が開始されたほか、平成16年に電子申告や電子納税（e-Tax）の運用が開始されるなど、デジタル化へ向けた対応が進められてきた。また、令和2年4月1日以後に開始する最初の事業年度からは、大法人を対象に電子申告が義務化されている。こうした納税分野のデジタル化を進めるうえでは、利用者の実務に十分配慮した実効性の高い仕組みとし、幅広く普及を促すことが重要である。

そのほか、金融取引を含む各種の経済取引には、担税力に着目して印紙税が課されるケースが多い。こうした税負担は、円滑な経済取引等に悪影響を及ぼしている側面があるため、税の軽減・簡素化により課税の適正化を図ることが必要である。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う深刻な経済影響により企業の信用リスクが増大しているなか、わが国経済の持続的成長に資する金融システムの維持や、中小企業者等の経営改善、事業再生支援を積極的かつ継続的に進める観点から、金融機関の貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲拡大や中小企業支援に資する税制措置の延長・拡充等が重要である。

## (1) デジタル化の推進に資する税制の見直し

- ① 電子帳簿保存法等について、国税関係書類および国税関係帳簿を電磁的記録により保存するための適用要件を含め、利便性向上および保存義務者の負担軽減の観点から所要の見直しを行うこと。
- ② 印紙税について、金融取引に悪影響を及ぼさないよう軽減・簡素化すること。

国税関係書類および国税関係帳簿に関して、これらをスキャナや帳票ソフトを使用して電磁的記録により保存するための適用要件については、平成28年度、令和元年度（平成31年度）および令和2年度税制改正等で電子帳簿等保存制度の見直しが行われるなど、緩和が進められている。しかしながら、依然として適用要件が厳格であることから、納税者は書類を書面で保存せざるを得ないケースが多く、デジタル化を推進するうえでの妨げとなっているほか、保存義務者にとっても書面の保管や輸送が大きな負担となっている。

ポストコロナの「新たな日常」における、感染症の拡大防止・予防等の観点からも、ペーパーレス化の推進に資する施策を講じるべきであり、納税者における電磁的記録による保存を促進する観点から、電子帳簿保存法の要件の一層の緩和を要望する。

また、印紙税は、本来軽微であるべき流通税としては極めて高い税率となっているほか、書面の存在を前提とした税制であり、円滑な金融取引等に悪影響を及ぼす要因となり得ることから、軽減・簡素化すべきである。

例えば、銀行の預金通帳について、一部の預貯金通帳等と同様に、印紙税の非課税措置の対象とすること、預貯金通帳に係る納付の特例を利用する場合、口座数算出時に控除される「睡眠口座」について、要件を緩和することを要望する。

## (2) 税務手続きのデジタル化推進

- ① 地方税共通納税システム（eLTAX）の対象税目や「還付」への対応について、納税者の利便性向上等の観点から所要の見直しを行うこと。
- ② 国税電子申告・納税システム（e-Tax）における預金利子税の申告納付方法について、主たる事務所等の所在地における一括納付を許容すること。
- ③ 振替国債等の利子等課税の特例（J-BIEM）等に関する非課税適用申告書・特例書類兼更新申告書を電子化・簡素化すること。
- ④ 租税条約届出書・特例届出書・特典条項条約届出書提出手続きの簡素化および添付書類（特典条項関係書類等）を電子化すること。
- ⑤ 法定様式の規格・地色の定めを緩和すること。

税務手続きにおけるデジタル化を推進する観点から、地方税共通納税システム（eLTAX）について、対象税目の拡大や「還付」への対応等、納税者の利便性向上・負担軽減に資する見直しを行うべきである。

また、国税電子申告・納税システム（e-Tax）における預金利子税の申告納付方法について、現状、事務所・支店が所在する地方公共団体にそれぞれ納付する必要があるが、納税実務の効率化の観点から、主たる事務所や本店の所在地における一括納付を許容することを要望する。

加えて、諸外国における新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた外出自粛等の緩和以降においても、デジタル技術の活用等により事務手続きの効率化を促進する観点から、振替国債等の利子等課税の特例（J-BIEM）等に関する非課税適用申告書・特例書類兼更新申告書の電子化・簡素化を図るべきである。例えば、非課税措置の適用を受けようとする非居住者等や、特定振替金融機関および適格外国仲介業者等がメールやWEB等の電子手段により非課税適用申告書等の写しを授受できるようにすること（原本提出要件の緩和）や、申告書の署名（wet-ink signature）に加えて電子署名を許容すること、本人確認手続きに係る証明手段として取引主体識別子（LEI: Legal Entity Identifier）や日本の税務当局がアクセス可能な各国の納税者番号（GIIN: Global International Identification Number等）により代替する方法も新たに認めることを要望する。

また、同様に、租税条約届出書・特例届出書・特典条項条約届出書および添付資料（特定条項関係書類等）の提出手続きについても、電子手段の活用により原本提出要件を緩和するとともに、居住者証明書についてLEIやGIIN等による代替を認めることを要望する。

そのほか、特別非課税貯蓄等に係る法定様式について、制度改正等への対応円滑化の観点から、規格や地色の定めを緩和を要望する。

### (3) 経済回復を支える金融対応等のための措置の実現

- ① 貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大すること。
- ② 欠損金の繰越控除と繰戻還付制度について、十分な措置を設けること。
- ③ 中小企業支援に資する税制措置の延長・拡充。
- ④ 新型コロナ対策としての中堅・中小企業向け融資促進支援措置と第三者への事業承継に係る課税猶予措置の創設。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う深刻な経済状況により企業の信用リスクが増大しているなか、わが国経済の持続的成長に資する金融システムの維持や、中小企業者等の経営改善、事業再生支援を積極的かつ継続的に進める金融機関の取組みを一層促進する観点から、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することが重要である。また、将来の損失発生に備えた制度を拡充することは、企業の投資意欲を高める効果も大きい。

現在、会計上の引当金基準と税務上の無税基準が大きく乖離している状態にあるが、金融機関による積極的なリスク・テイクや金融機関の自己資本の強化等の観点からは、金融機関が実施している自己査定等にもとづく会計上の償却・引当を税務上も幅広く認めることが重要である。

これらの対応をすぐに行うことが難しい場合には、たとえば、法的整理手続き開始の申立てがあつた場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合（現行50%）を引き上げる等、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することを検討すべきである。

また、法人税における欠損金の繰越控除・繰戻還付制度は、事業年度ごとの課税負担の平準化を通じ、経営の中長期的な安定性を確保するものであり、わが国企業の投資意欲や競争力を高めるうえで極めて重要な制度である。特に足許、新型コロナウイルス感染症の影響により、業績回復の見通しの立たない企業が発生していると考えられることから、金融機関も含め、欠損金の控除や還付について、十分な措置を設ける必要がある。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大やそれに伴う業績悪化等により、予定していた設備投資や賃上げなどができない状態に陥っている中小企業等を支援するため、令和3年3月末が期限とされている「中小企業経営強化税制」、「中小企業防災・減災投資促進税制」および「所得拡大促進税制」等について、必要な見直しなどを行ったうえで、期限を延長すべきである。

そのほか、新型コロナウイルスの影響が長引く中、資金繰りを含めた金融機関による事業者支援の必要性が増大しており、特に、制度融資ではカバーしきれな

い部分（プロパー融資）で金融機関に期待される役割は一層大きくなっている。しかし、金融機関が融資で積極的に新たなリスクを取ったとしても、税務上損金と認められる一括評価による貸倒引当金は、過去3年間の貸倒実績にもとづいて算出された金額に限られるため、金融機関に税負担が生じることで貸出余力が損なわれる可能性がある。そのため、金融機関が期待される役割を果たし続けるために、中堅・中小企業向けプロパー融資の前年度比増加額の一定割合を損金算入できる特例を創設することを要望する。

また、経営者の高齢化が進む中、新型コロナウイルス感染症の影響により自主廃業を迫られる中小企業の円滑な事業承継を促進するため譲渡益課税を猶予する措置等を要望する。

## 2. 日本経済の持続的な成長と社会課題解決のために

わが国経済は、感染症拡大による甚大な影響を受けており、新興国も含めた海外経済全体の減速の影響を受けやすい製造業のみならず、サービス業にも広く景気下押しの影響が広がり、これまで経験したことのない、極めて厳しい状況にある。また、海外でも、日本同様、感染拡大防止のために経済・社会活動や移動を制限せざるを得ず、世界的な感染の拡大による悪影響が波及することにより、各国経済は甚大な影響を受けており、今後の回復の見通しも不透明な状況にある。加えて、米国の通商政策をはじめとする政策運営や地政学リスクなど、注視すべき事項も多い。また、中長期的には、人口減少・少子高齢化に伴う労働力人口の伸びの鈍化も懸念される。

こうしたなか、わが国経済の持続的かつ力強い成長を実現するためには、民間資金を有効活用しながら、社会課題の解決に取り組むとともに、潜在成長率の引上げに向けた成長戦略を着実に実行し、供給サイドの成長力を強化する一方、住宅投資の拡大や金融市場の活性化を通じて、投資・消費の継続的な拡大を図ることが重要である。

具体的には、2015年の国連サミットで採択され、わが国政府も推進する「持続可能な開発目標（SDGs）」に関して、当該目標の達成に取り組む企業や自治体、事業向けの民間資金による投融資を促す観点から、税制優遇措置の創設を検討すべきである。このほか、中小企業者の活性化に繋がる事業承継のさらなる促進に資する税制の見直し、インフラ資産への民間資金の導入や不動産に対する投資資金の多様化に向けた税制措置の拡充、住宅取得の促進に資する税制措置の拡充、資金贈与による世代間の資産移転を通じた家計の余剰資金の有効活用等は、民間部門の投資・消費需要を喚起していくために有用である。

また、わが国では、少子高齢化が急速に進展しており、本格的な人口減少社会に移行しつつある。「人生100年時代」と呼ばれるように、長寿化も進展している。高齢・長寿社会において国民がより豊かな老後生活を送るためには、現役世代のうちから資産形成を行うことが有用である。

家計の中長期的かつ安定的な資産形成を促進するためには、NISA制度を恒久措置とすべきであり、また、着実な普及に資する所要の措置を講じることが求められる。確定拠出年金税制については、運用時課税となる積立金に対する特別法人税を撤廃すべきであるほか、さらなる普及に向けて、制度の利便性向上が必要である。

こうした取組みは、「貯蓄から資産形成へ」の流れを一層加速させ、1,800兆円を超える家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、成長企業への資金供給を拡大することで、わが国経済の成長を後押しするものである。



## (1) NISAの恒久化および利便性の向上等

- ① NISA制度について、非課税期間の恒久化および制度の恒久化（投資可能期間の恒久化）を行うこと。
- ② NISA制度について、お客さまや金融機関の利便性向上および負担軽減、ならびに普及促進の観点から、所要の措置を講じること。

「貯蓄から資産形成へ」の流れの促進および家計の資産形成を促す観点から、運用時非課税となる少額投資非課税制度（一般NISA）が平成26年1月に導入され、平成27年度税制改正において年間投資上限額が120万円に引き上げられた。また、平成30年1月には、少額からの長期・積立・分散投資を促進するため、非課税期間が20年間の非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度（つみたてNISA）が導入された。直近では、令和2年度税制改正により、制度の大幅な見直しが行われた結果、つみたてNISAの制度期限が5年間延長され、当面20年間の投資可能期間が確保されることとなった。また、一般NISAについては、延長は認められなかったものの、制度期限の終了に合わせ、つみたてNISA対象商品を年間20万円まで購入できる1階部分と、一般NISA対象商品を年間102万円まで購入できる2階部分からなる新制度（新NISA）が創設されることとなった。

令和2年3月末時点の利用状況を見ると、一般NISAについては、口座数が約1,186万口座、累積買付額が約19兆円、つみたてNISAについては、同約220万口座、約3,733億円に上るなど、NISA制度の利用は順調に増加しており、家計が安定した資産形成を行うための重要なツールとして定着しつつある。

しかしながら、現状、NISA制度は時限措置となっており、つみたてNISAは令和5年以降、新NISAは令和7年以降、新たに投資を開始する場合に、運用時非課税の対象となる累積投資総額が減少する。NISA制度をより一層普及・定着させ、家計の中長期的な資産形成の取組みを支援する観点から、非課税期間および投資可能期間の恒久化を行うことが必要である。

また、お客さまや金融機関の利便性向上および負担軽減、ならびに普及促進の観点から、NISA対象商品の拡充やNISA口座の他金融機関での開設状況を即時確認できる仕組みの創設、関係書類の保管期限の短縮、e-Tax等におけるNISA関連の住所または所在地に関する独自の表記方法のルール（仕様）の変更、電磁的記録方法による届出の際の住所確認書類等提出の不要化等について、所要の措置を講じることがを要望する。

## (2) 確定拠出年金税制の拡充等

- ① 積立金に対する特別法人税について、撤廃すること。
- ② 確定拠出年金について、拠出限度額の見直しを行うこと。
- ③ 企業型確定拠出年金（企業型DC）に係る脱退一時金の支給要件の緩和、老齢給付金の支給要件の緩和等、制度の利便性を向上すること。
- ④ 第3号被保険者が加入するiDeCoに配偶者等が掛金を拠出した場合の優遇措置を設けること。

国民がより豊かな老後生活を送るために、公的年金を補完する制度として、確定拠出年金制度の果たす役割の重要性が高まっている。欧米における同種の年金制度は、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本としているが、わが国では、企業年金等の積立金に対して、運用時に特別法人税が課されることとされている。特別法人税は令和5年3月まで課税が停止されているが、課税が行われることとなれば、企業の掛金負担の増加や給付額の減少につながりかねない。そのため、特別法人税について撤廃することを要望する。

また、確定拠出年金については、累次の改正により拠出限度額の引上げや個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入対象者拡大などがなされたが、制度の一層の普及を促す観点からは、拠出限度額のさらなる見直しが望まれる。具体的には、(a) 拠出限度額の撤廃、少なくともさらなる引上げを行うこと、(b) 企業型確定拠出年金（企業型DC）の実施企業において、企業型DCとiDeCoの限度額を合算する制限を廃止すること、(c) 企業型DCのマッチング拠出の限度額要件のうち、従業員拠出額を事業主拠出額の範囲内とする要件を緩和することを要望する。また、個人の置かれた環境に応じて複雑となっているiDeCoの拠出限度額については、多様化する働き方も踏まえつつ、簡素化を図ることを要望する。

確定拠出年金のさらなる普及に向けては、制度の利便性向上も期待される。具体的には、(a) 企業型DCについて、追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の支給制度を創設するなど、脱退一時金の支給要件のさらなる緩和を行うこと、(b) 10年以上の通算加入者等期間が必要となる老齢給付金の支給要件を緩和すること等を要望する。

加えて、第3号被保険者が加入するiDeCoに、自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が掛金を拠出した場合には、例えば、当該掛金を負担した者の課税所得から拠出額を控除可能とする等の優遇措置を設けることを要望する。

### (3) 金融所得課税の一体化の推進等

- ① 金融所得課税の一体化をより一層推進すること。具体的には、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認めること。
- ② 納税の仕組み等については、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすること。

わが国においては、個人金融資産の有効な活用が経済活性化のための鍵となっており、それに資する金融・資本市場の構築が喫緊の課題である。そのためには、個人投資家が自らのリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できるようにする必要があり、金融資産に対する課税は、簡素で分かりやすく、金融商品の選択に当たって中立的であることが求められる。

こうした観点から、政府税制調査会は、平成16年に金融商品に対する課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大を進める「金融所得課税の一体化」の方向性を打ち出し、この流れに沿って、平成20年度税制改正において、上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算が平成21年以降可能とされた。さらに平成25年度税制改正により、平成28年1月以降、公社債等に対する課税方式が上場株式等と同様、申告分離課税に変更されたうえで、損益通算できる範囲が公社債等にまで拡大された。

今後も、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、一体化をより一層推進すべきであり、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認めることを要望する。

また、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、これまでの実施状況を踏まえ、納税者の利便性に配慮しつつ、導入の際は、金融機関のシステム開発等に必要な準備期間を設ける等、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすることを要望する。

なお、与党の「令和2年度税制改正大綱」においては、金融所得に対する課税のあり方について、「家計の安定的な資産形成を支援する制度の普及状況や所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する」とされている。今後、具体的な検討を行う場合には、家計の安定的な資産形成の妨げにならないよう、極めて慎重に検討すべきである。

#### (4) 社会課題の解決に向けた税制の見直し

- SDGsの達成に向け、持続可能な経済社会の実現に資する投融資について、税制優遇措置を創設すること。

2015年の国連サミットにおいて、グローバルな社会的課題を解決し、持続可能な社会の実現を目指す観点から、2016年から2030年までの国際目標であるSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択された。

わが国においても、2016年に内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置され、同年12月に「SDGs実施指針」が策定された。2019年12月に「SDGs実施指針」が改訂されるとともに、「SDGsアクションプラン2020」が取りまとめられており、各省庁において、政府方針に沿った様々な取組みが進められている。

UNCTAD（United Nations Conference on Trade and Development：国際連合貿易開発会議）によれば、SDGsの達成には2030年まで、世界全体で毎年5～7兆ドルの投資が必要とされているが、当該資金は公共的な資金だけでは賅えず、民間からの投融資が不可欠とされている。

SDGsに関連するファイナンス市場は世界的に拡大しつつあるが、一般的に、ソーシャル・インパクト・ボンド等のSDGsに係る投融資は、組成時に当該投融資がSDGsに資するものであるかについて外部評価機関の評価を得る必要があるほか、貢献度合いを「見える化」するためのインパクト報告が求められるなど、通常のファイナンス手法と比較して追加コストがかかり、普及の妨げになる。こうした追加コストへの対応として、発行体向けに補助金を支給する仕組みも存在するが、SDGsファイナンス全体で見れば、一部に止まるのが実情である。

今後、わが国におけるSDGsへの取組みを一層推進するためには、発行体に対する支援に加え、直接金融・間接金融を問わず、投資家に対するインセンティブを高めることで、多様な投資家をSDGsに関連するファイナンス市場に惹きつけ、加速度的に市場を拡大させる必要があることから、投資家を対象とする法人税・所得税額控除、利子・配当金・分配金の非課税措置等を創設することを要望する。また、寄付型クラウドファンディングにおける寄付金控除やRE100を目的として購入した環境価値・電気代を寄付金扱いすること、SDGsに関連する研究開発費の税額控除等の措置を設けることも検討すべきである。

## (5) 事業承継税制の拡充等

### ○ 事業承継税制について、一層の拡充を行うこと。

わが国では中小企業経営者の高齢化が進んでおり、令和7年までに約245万人の経営者が70歳（平均引退年齢）に達するにも関わらず、事業承継の準備を行っているのは3割強に止まっており、後継者が未定の経営者は約半分を占め、日本企業全体の3分の1が後継者未定の状態となっている。こうした現況を踏まえ、事業承継をより一層円滑化し、高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、中小企業の事業の継続に繋げ、地域経済の活力維持・発展を実現することが重要である。

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する事業承継税制については、平成30年度税制改正において、事業承継時の贈与税・相続税の納税を猶予する法人向け事業承継税制が、また、令和元年度税制改正において、個人事業者の集中的な事業承継を促す個人版事業承継税制が、それぞれ整備され、事業承継を巡る税制の抜本的な拡充が行われているが、より一層使い勝手のよい制度とすることにより、事業承継のさらなる促進、ひいては地域経済の活性化や雇用の維持をサポートすることが期待される。

具体的には、(a)納税猶予制度における特例非上場株式等の第三者への譲渡等による納税猶予額に係る利子税について、一定の要件のもとで課税を免除すること、(b)株式の信託を利用した事業承継についても事業承継税制の適用対象とすること、(c)後継者要件（役員就任から3年以上経過）を緩和すること、(d)納税猶予額を免除する規定につき、一定年数を経過した場合を追加すること、(e)認定取消事由である年次報告書・継続届出書の未提出について、救済措置を明文化すること等を要望する。

## (6) 金融市場の活性化に向けた税制の見直し

- ① インフラ資産への民間資金導入に向けて、再生可能エネルギー発電設備（再エネ発電設備）を運用対象とする投資法人の導管性要件について、
- a 匿名組合出資を通じた再エネ発電設備の運用方法を賃貸のみとする要件を撤廃すること。
  - b 設立に際して公募により投資口を募集したこと、または投資口が上場されていることとする要件を撤廃すること。
  - c 再エネ発電設備を最初に賃貸の用に供した日から20年以内とする要件を撤廃、もしくは見直すこと。

再エネ発電設備を運用対象とする投資法人において、(a)再エネ発電設備の運用方法が賃貸のみであること、(b)設立に際して公募により投資口を募集したことまたは投資口が上場されていること、等の要件を満たすものについては、(c)再エネ発電設備を最初に賃貸の用に供した日から20年以内に終了する事業年度までに限り、再エネ発電設備を、投資法人の主たる投資対象として定められる特定資産の範囲に含めることが認められている。

このうち、(a)の要件については、賃貸以外の方法で運用されている再エネ発電設備を投資対象とする匿名組合に投資法人が出資を行う場合、スキームを賃貸に再構築する必要があり、投資の妨げとなることから、匿名組合出資における賃貸要件を撤廃することを要望する。

また、(b)の要件について、投資家層のさらなる拡大のため、私募の場合でも導管性要件を満たせるよう、撤廃することに加え、(c)の要件について、追加取得した再エネ発電設備の運用終了前に導管性要件を満たせなくなる事態を回避する観点から、撤廃すること、もしくは、発電設備ごとに20年、あるいは計算起点を最後に貸付の用に供した日から20年に見直すことを要望する。

- ② 不動産投資市場のさらなる活性化・拡大に向けて、投資法人の導管性要件について、
- a 「借入先要件」を緩和し、機関投資家以外の先を追加すること。
  - b 発行投資口に係る「所有者要件」について、投資法人法が規定する利害関係人まで対象範囲を拡大すること。

不動産投資市場を牽引する上場不動産投資法人（J-REIT）は、2001年の初上場以来、順調に市場規模を拡大させており、令和2年4月末の資産規模は20.3兆円となった。また、非上場不動産投資法人（私募REIT）も、令和2年4月末

の資産規模は4.0兆円となるなど、着実に市場規模を拡大させており、さらなる成長が期待されている。

不動産投資法人は、長期保有による不動産賃貸が主たる事業であり、継続的な借入・借換ニーズが存在する。一方で、投資法人が導管性要件を満たすためには、借入による資金調達先は、金融機関等の税法上の機関投資家に限定されている（「借入先要件」）ことから、将来、金融機関の貸出余力が限界に到達し、J-REIT市場の成長の制約となる可能性も否めない。

こうしたなか、株式会社・合同会社を用いて投資法人向けローンを原債権としたCMBS（Commercial Mortgage Backed Securities：商業不動産担保証券）の組成・発行を行い、機関投資家以外の投資家へ販売することが可能となれば、法人投資家や個人投資家、海外投資家等、幅広い層からの投資資金流入を通じたデット市場の多様化に繋がり、不動産投資市場の発展に寄与するものと考えられる。

したがって、投資法人の導管性要件について、「借入先要件」を緩和し、機関投資家以外の先を追加することを要望する。

また、発行投資口の所有者は、「50人以上の者」または「機関投資家のみ」と限定されているが、経済・金融情勢の変化等に起因して緊急的なサポートが求められる場面も想定される。そのため、不動産投資市場の安定維持を図る観点から、所有者要件の対象範囲を、投資法人法に規定するREITの利害関係人（主にはスポンサー）まで拡大し、スポンサー等が直接エクイティ拠出を行うことができる体制をあらかじめ構築すべきである。

**③ 特定外国法人（海外ファンド等）が支払を受ける債券現先取引に係る利子等の非課税措置（特定外国法人に係るレポ特例）の適用期限の撤廃、少なくとも延長を行うこと。**

わが国では企業の海外進出が加速しており、こうした動きを金融面からサポートするためにも、安定的に外貨を調達できる環境を確保することが重要である一方、近年、国際金融規制の強化を受け、保有する外国債券を用いて外貨資金調達を行うレポ取引は、外国金融機関が取引を縮小する傾向にある。

こうした状況を踏まえ、国内金融機関の短期資金調達の円滑化等の観点から、令和3年3月末が期限とされている「特定外国法人が支払を受ける債券現先取引に係る利子等の非課税措置（特定外国法人に係るレポ特例）」の適用期限の撤廃、少なくとも延長を要望する。

**④ 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の適用期限の撤廃、少なくとも延長を行うほか、実務負担を緩和するための所要の措置を講じること。**

わが国では、店頭デリバティブ取引を行う金融機関について、①時価変動相当額を変動証拠金として授受する義務、②取引相手が将来デフォルトした際に取引を再構築するまでに生じ得る時価変動の推計額を当初証拠金として授受する義務を課す内閣府令、告示および監督指針にもとづく規制が策定されている。

「①」の変動証拠金規制については、平成29年3月以降すべての金融機関が適用対象とされており、一方、「②」の当初証拠金規制は平成28年9月から想定元本額に応じて段階的に適用されている。

このような規制を踏まえ、金融機関は、店頭デリバティブ取引を行うに当たり、国際スワップ・デリバティブズ協会（ISDA：International Swaps and Derivatives Association）が定めるISDAマスター契約および付随する契約（CSA：Credit Support Annex）を締結し、現金・国債等を担保として授受している。本邦金融機関が外国金融機関等非居住者から現金を担保として受け入れた場合、当該非居住者（ISDAマスター契約やCSA契約の対象となる取引は本店・支店が混在しているのが通常で、担保差入は本店が行うことが多い。）に対し、受入れ期間に応じて利息を支払うこととなる。

現行、外国金融機関等が国内金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引において授受する現金担保から生じる利息について、令和3年3月31日を期限に所得税を課さない非課税措置が適用されている。

当該利息に課税されることとなった場合、本邦金融機関のマーケットプレゼンスや競争力の低下を招き、ヘッジ機能の低下による市場流動性悪化に加え、ALM運営や信用リスク管理にも悪影響が生じることから、非課税措置の適用期限の撤廃、少なくとも延長を行うほか、非課税適用申告に係る実務負担を緩和するための所要の措置を講じることを要望する。



## (7) 住宅取得の促進に資する税制措置の拡充等

- 住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化を行うこと。

住宅は、国民の社会生活や経済活動の基盤となる重要な資産であり、自然災害に強く、良好な居住環境を形成するためには、社会経済情勢等の変化に左右されることのない、安定的かつ公平な住宅取得の機会が国民に与えられることが重要である。

こうしたなか、平成18年に制定された住生活基本法においては、政府の責務として、住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を実施するために必要な措置を講じるべきことが規定された。持家取得に伴う初期負担の軽減により住宅投資を促進し、これが景気浮揚にも資するとの観点から、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度は、平成21年度税制改正によって大幅に拡充され、平成25年度、平成27年度、平成29年度および令和元年度税制改正においても、消費税率の引上げに伴う一時の税負担の増加による影響を緩和する措置が講じられた。

わが国経済においては、住宅投資が拡大することに対する期待は依然として大きいところである。したがって、住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化を要望する。

## (8) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置および結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長

○「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」および「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」について、制度の延長を行うこと。

わが国の個人金融資産は1,800兆円を超えているものの、その資産は高齢者層に偏在しており、こうした豊富な金融資産を若年層の教育費や結婚・子育て費用として活用することは、若年層における資金の余裕度を高め、消費活性化を通じたわが国経済の好循環をもたらすことが期待される。

したがって、令和3年3月末が期限とされている「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」および「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」について、それぞれ制度を延長することを要望する。

### 3. 金融サービスのグローバル化などに適応した経営環境の確保のために

世界経済の不確実性が高まるなか、国内外において企業や金融機関を取り巻く環境は急速に変化している。銀行が金融仲介機能を十分に発揮し、わが国経済の成長を支えるためには、国際的な競争力を維持すべく、適切な経営環境を確保することが重要であり、法人税、消費税、所得税等について、わが国の実情や諸外国の制度を踏まえた制度整備を進める必要がある。

まず、企業活動のグローバル化が進展するなか、国際的な金融取引の円滑化に資する税制の見直しを進めることが重要である。特に、海外進出の形態間による税負担の公平性の確保およびわが国企業の国際的な競争力の確保等の観点から、外国税額控除制度の見直しに当たっては、支店形態による海外進出が多い銀行界にとって不利とならないよう、慎重に検討することが望まれる。

また、2021年末にも恒久的に公表が停止する懸念が高まっている金利指標であるLIBOR (London Interbank Offered Rate) は現在、様々な金融商品や取引に利用されており、他の金利指標への置き換え等の対応は、LIBORを利用する幅広い市場関係者にとって喫緊かつ不可避的な課題であることから、実務負担を緩和し、混乱が生じないよう、所要の措置が講じられることが極めて重要である。

## (1) 国際的な金融取引の円滑化等

- ① 海外進出の形態（支店形態、子会社形態）による税負担の公平性を確保すること。具体的には、外国税額控除制度について、
- a 適用対象外となる外国法人税の見直しに当たっては、海外進出の形態の相違による税負担の格差が拡大することのないよう、慎重に検討すること。
  - b ビジネスの実態や課税の適切性等を踏まえた所要の見直しを行うこと。

わが国の国際課税の方法は、「全世界所得課税」（在外支店を含む全世界の所得に対し課税する方式）を原則としたうえで、国際的な二重課税の排除方式として、支店形態での海外進出については、「外国税額控除制度」（在外支店に課される外国法人税額を本邦法人税額から控除する制度）、子会社形態での海外進出については、「外国子会社配当益金不算入制度」（一定の外国子会社から受け取る配当金を益金不算入とする制度）を採用している。わが国の銀行は、支店形態による海外進出が多く、二重課税の排除方式として、「外国税額控除制度」が適用されることが多い。

上記2つの制度を比較すると、「外国税額控除制度」では、在外支店の所得について、最終的にわが国の法人税率（実効税率：28.27%）が適用される一方、「外国子会社配当益金不算入制度」の場合、現地の法人税率（例：米国カリフォルニア州の実効税率は27.98%、英国は19%）が適用されるため、進出形態の相違による税負担の格差が生じている。

また、在外支店の所得に関して、銀行界は「OECD 承認アプローチ」（AOA：Authorised OECD Approach）の合意に向けた国際的な議論の先頭に立って貢献し、わが国における導入後は、AOAに即した高度かつ精緻な計算を行い、適切な申告・納税を行ってきた。

近年、諸外国では、税源浸食等に対する懸念から、国外関連者の支払に対する追加的な課税を導入し、外国法人の支店にも適用する事例がみられる。しかしながら、銀行界のように高度なAOAの利用によって、価値創造が行われている場での所得を精緻に計算する場合には、税源浸食等に対する懸念が少ないことから、当該追加課税の適用対象から除外すべきとの考えを国際間で協調することをわが国が発出していくことが望まれる。

一方、政府の「平成31年度税制改正の大綱」では、「外国税額控除制度」について、適用範囲をわが国で所得と認識される金額に課される外国法人税に厳格に限定する方針が示され、令和2年度税制改正において、米国の税源浸食濫用防止税（BEAT：Base Erosion and Anti-abuse Tax）を外国税額控除の適用対象外とする措置が講じられた。国際協調に逆行する諸外国の動きに対して、わが国

における外国税額控除の適用範囲を厳格化し、当該外国税を控除対象外とすれば、進出形態の相違による税負担の格差が助長されるのみならず、わが国企業の国際競争力を削ぐことにも繋がりがかねない。

以上を踏まえ、「外国税額控除制度」の見直しに当たっては、進出形態の相違による税負担の格差が拡大することのないよう、慎重に検討することを要望する。また、ビジネスの実態や課税の適切性等を踏まえた所要の見直しを行うべきである。

なお、欧州においては、在外支店の所得に係る国際的な二重課税排除の仕組みとして、国外源泉所得を課税所得から免除する方式（国外所得免除方式、実質的なテリトリアル課税）が主流となっている。わが国における外国税額控除の適用範囲が厳格化され、進出形態間の課税の公平性やわが国企業の国際的な競争力の確保が困難となるのであれば、わが国においても、在外支店の所得に係る課税方法について、「国外所得免除方式」を導入するなど、国際課税のあり方について検討することが必要となる。

- ② OECDの「BEPS行動計画」最終報告書を受けた今後の取組みにおいて、
- a 国内法制化や租税条約の改正に当たっては、金融機関の業務への影響を十分に考慮すること。
  - b 経済のデジタル化に伴う課題への対応として検討されている新たな課税権の付与に当たって金融機関を適用対象から除外すること。

OECDは、各国が二重非課税を排除し、実際に企業の経済活動が行われている場所での課税を十分に可能とするため、平成27年10月、「BEPS行動計画」(Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転)の15の行動計画すべてについての最終報告書を公表し、わが国においても、上記最終報告書を受けた国内法制化が順次、進められてきた。

現在は、OECDにおいて、経済のデジタル化に対応した国際課税原則の見直しや軽課税国への利益移転に対する措置等の検討が進められており、国際合意後の国内法制化も見込まれるところである。

これらの国際合意や国内法制化に当たっては、多国籍企業の課税逃れに対処するというBEPSの趣旨や金融業の特性を踏まえるべきであり、とりわけ経済のデジタル化に伴う課題への対応として検討されている新たな課税権の付与に当たっては、金融機関を適用対象から除外するなど、慎重な検討を行うことを要望する。また、過大支払利子税制にかかる所要の措置を行うことを併せて要望する。

そのほか、「BEPS行動計画」にもとづく租税条約の改正に当たっては、金融機関にとって過度な事務負担が生じないように慎重な交渉を行うとともに、租税条約上の各種判定(不動産化体株式の判定等)が困難とならないよう、所要の措置を講じることを要望する。

- ③ 外国子会社合算税制について、ビジネスの実態に即した、明瞭、かつ、できるだけ簡素な制度となるよう、各種基準等を適切に設定すること。

外国子会社合算税制は、平成29年度税制改正で総合的な見直しが行われたほか、令和元年度税制改正で米国における法人税率の引下げによる影響を踏まえた見直しが行われたが、実務負担の緩和や二重課税の排除等の観点から、ビジネスの実態に即した、明瞭、かつ、できるだけ簡素な制度となるよう、各種基準等を適切に設定することを要望する。

具体的には、対象となる企業の実務負担を緩和するために、合算課税等の基準として用いられる租税負担割合の引下げや、子会社の課税対象金額を合算する時期の後ろ倒し、外国子会社の活動実態の判定に当たっての基準の明確化など

を要望する。

**④ 国境を越えた取引に対する消費税の課税について、取引の実態に即した所要の見直しを行うこと。**

平成27年度税制改正により、国境を越えた電気通信役務（電子書籍・音楽・広告の配信等）の提供等に対する消費税の課税方式として、リバースチャージ方式（国内事業者が申告納税する方式）が導入され、平成27年10月から適用されている。これにより、電気通信役務の提供に係る内外判定基準について、役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所地等に見直された結果、国外事業者から日本市場向けに国境を越えて行われる電気通信役務の提供については、国内における取引となり、国内事業者に消費税の納税義務が課されることとなった。

しかしながら、国内に支店等を有する外国法人も国外事業者とされ、国外事業者の日本支店から国内事業者に提供される電気通信役務もリバースチャージ方式による課税の対象となっている。日本に支店を有する国外事業者は、自ら消費税申告を行っており、消費税の捕捉は容易であることから、当該国外事業者から受ける役務提供については、リバースチャージ方式による課税対象から除外することを要望する。

なお、電気通信役務を提供する国外事業者に対しては、国内事業者において納税義務が発生する旨を表示する義務が課せられているが、十分に周知されているとはいえない状況にあることから、国外事業者へのさらなる理解促進を図ることが必要である。

また、今後、対象取引の拡大等を検討する際には、金融機関の実務負担に十分配慮しながら慎重に検討するとともに、事前に素案を公表し意見を求めるなど、納税者が十分な準備を行い、また納税者側から有用な提案を行えるような環境を整備することが必要である。

- ⑤ わが国における、米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）等に関する対応について、**
- a モデル2 IGAにもとづく対応から、モデル1 IGAにもとづく対応に移行するための所要の措置を講じること。
  - b 移行までの期間、本邦金融機関からのFATCAに関する報告先を米国内国歳入庁（IRS）から本邦税務当局へと変更する等の所要の措置を講じること。

米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関する米国と各国との協定（IGA）には、①金融機関が各国税務当局を通じて米国内国歳入庁（IRS）に間接的に米国口座情報を提供するモデル1 IGAと、②金融機関が情報提供について同意を得た口座（協力米国人口座）の情報をIRSに直接提供し、同意を得られない口座（非協力口座）の情報は、その総件数・総額をIRSに提供するモデル2 IGAがある。わが国では、モデル2 IGAにもとづく対応を実施している。

また、OECDも金融口座情報を自動交換するための共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）を策定しており、わが国では、CRSの対応のため、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（実特法）が改正され、平成30年に金融機関から当局への報告が始まっている。

現在、米国を居住地国とするお客さまは、金融機関と一定の取引を行う場合、FATCAと実特法の両制度の届出対象者となるが、実特法の届出書の記載事項には、FATCAの報告に必要な事項が含まれており、手続きの重複が生じている。また、本邦金融機関にとっては、モデル2 IGAによる報告に対応するために、英語でのFATCA制度の理解、制度改正のフォロー、報告システムの整備等、相当な負担が生じている。

以上から、わが国のFATCA対応について、実特法との重複や、金融機関の負担を軽減するため、モデル2 IGAにもとづく対応から、モデル1 IGAにもとづく対応に移行するための所要の措置を講じることを要望する。

もともと、本措置への対応には、日米政府間の交渉が必要であり、実現可能性は米国の様々な事情にも左右される。他方で、お客さまおよび金融機関の手続き上の負担は早期に解消することが求められる。そのため、モデル1 IGA移行までの次善の対応として、現行の対応を修正し、本邦金融機関からのFATCAに関する報告先をIRSから本邦税務当局へ変更し、IRS宛の「報告への同意」を不要とする措置、具体的には現在のFATCAの取扱いの根拠となる日米共同声明の修正を含めた措置を講じることを併せて要望する。



## (2) LIBORの恒久的な公表停止に備えた金利指標の置換に伴う税制措置の導入

- LIBORを参照する金融商品に関し、LIBORの恒久的な公表停止に備えた金利指標の置き換えに伴うヘッジ会計に関する取扱い等について、税務上も同様の処理を認めるなど、会計・税務面の平仄を合わせる観点から、所要の措置を講じること。

2014年7月の金融安定理事会（FSB）による提言にもとづき、グローバルに金利指標改革が進められているなか、円貨・外貨建て問わず極めて広範な取引等で利用されている金利指標であるLIBOR（London Interbank Offered Rate）が2021年12月末にも恒久的に公表が停止する懸念が高まっており、幅広い市場関係者や取引に多大な影響が生じ得る。

LIBORからの金利指標の置き換えは企業からみると不可避免的に生じる事象であることを踏まえ、企業会計基準委員会（ASBJ）においては、実務対応報告公開草案第59号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」が公表され、LIBORを参照する金融商品に関し、金利指標の置き換えに伴うヘッジ会計に関する取扱い等について検討が進められており、一定の範囲において特例的な取扱いが認められる予定である。

こうした議論の結果を踏まえ、市場関係者の実務負担を緩和し、混乱が生じないよう、上記のヘッジ会計上特例的に認められる取扱いを税務上も認めるなど、会計・税務面の平仄を合わせる観点から、所要の措置を講じることを要望する。

## (3) 受取配当等の益金不算入制度の見直し

- 受取配当等の益金不算入制度について、実務に即した見直し等を行うこと。

わが国の立地競争力を高めるとともに、わが国企業の競争力を高める観点から、平成27年度および平成28年度の税制改正によって法人税率の引下げおよび課税ベースの見直しによる法人税の負担構造の改革が行われた。

こうしたなか、平成27年度税制改正において、受取配当等の益金不算入制度の見直しが行われているが、その具体的な算定方法等について、二重課税排除や実務負担の軽減等の観点から、所要の措置を講じることを要望する。

以 上

**一般社団法人全国銀行協会**

〒100-0004

千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル

電話 (03) 6262-6700 (代)